

千葉県告示第五百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、君津市小櫃川左岸地区における土地改良事業(農業用用排水施設の管理)計画の変更を令和七年十月七日付で認可した。

この認可については、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、处分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であつても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過する)と処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。

令和七年十月十七日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第五百二十二号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第六条第四項において準用する同条第二項の規定により、変更に係る千葉県収入証紙売りさばき場所を次のとおり指定了。

令和七年十月十七日

千葉県知事 熊谷俊人

売りさばき人	売りさばき人の所在地	売りさばきの場所	指定年月日
株式会社 デイー・エ ス・ケイ	柏市若柴字入谷津 一番一九五	流山市おおたか の森北一丁目二 番地の一スター ツおおたかの森 ホテル二階	令和七年九 月五日
		流山市東初石六 丁目一八一番地	
		の二九流山市お おたかの森市民 窓口センター	

一般底びき網漁業
主として底びき網を使用して営む小型合併漁業

に改める。

その届出及び添付書類は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十月十七日

千葉県知事 熊谷俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー船橋薬円台店

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番地一

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年五月三十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七八台

5 駐車場の収容台数

五四台

6 駐輪場の収容台数

荷さばき施設の面積

7 一六八平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前八時、閉店時刻は午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。

		二か所	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
二	届出年月日	令和七年九月二十九日	
三	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課	
		大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
		大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。	
		その届出は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで縦覧に供する。	
		なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
一	届出の概要	令和七年十月十七日	
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 熊谷 俊人	
2	松戸市二十世紀が丘中松町九八番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
3	松戸市大橋八三二番地		
4	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次 東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号		
5	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二二号		
	変更年月日		
二	令和七年八月二十日	令和三年五月二十七日及び令和五年五月二十七日	
三	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課	

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。	
その届出は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
令和七年十月十七日	
千葉県知事 熊谷俊人	
一 届出の概要	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
松戸駅東口開発ビル 松戸市松戸字向山一、一四二番地三	
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
住友商事株式会社 代表取締役 上野真吾 東京都千代田区大手町二丁目三番二号	
3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか 東京都千代田区二番町八番地八ほか	
4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか 東京都千代田区二番町八番地八ほか	
5 変更年月日	
令和七年八月十三日ほか	
二 届出年月日	
令和七年八月二十日	
三 縦覧場所	
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。	
その届出は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十七日から令和八年二月十七日ま	

で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年十月十七日

今和十五年一月一十日

千葉縣知事 熊谷俊人

一 届出の概要		千葉県知事 熊谷 俊人	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地		君津市広岡二、七二八番地一	
ライブ増尾店		リ 二、六四三番地一	
2 柏市増尾台三丁目二、一〇八番地一ほか		山 滝野六七五番地	
大規模小売店舗を設置する者の氏名等		大坂六六五番地	
3 株式会社M&Y 代表取締役 伊能眞大ほか		平山五二六番地一	
株式会社ライフコー・ポレーション 代表取締役 清水信次		山 滝野八四番地	
4 東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号		平山七二六番地	
変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等		平山三五四番地	
5 株式会社ライフコー・ポレーション 代表取締役 岩崎高治ほか		平山七二六番地	
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二二号ほか		広岡二、〇五三番地	
6 変更年月日		平山三五四番地	
7 令和元年十月一日、令和三年五月二十七日及び令和五年五月二十七日		平山三五四番地	
8 令和七年八月二十日		五一二番地七	
9 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課		広岡五六四番地一	
10 縦覧場所		平山五三九・五四〇番地合併の一	
11 土地改良区役員の退任及び就任		山 滝野一九四番地二	
12 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、君津市		君津市広岡五四三番地一	
13 大原台土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。		平山一、四二七番地	
14 令和七年十月十七日		山 滝野七一六番地一	
15 退任理事		大坂六六五番地	
16 木更津市請西東二丁目七番地四		千葉県知事 熊谷 俊人	
17 君津市広岡一、一七三番地		千葉県知事 熊谷 俊人	
18 平山四一八番地		千葉県知事 熊谷 俊人	
19 広岡五五八番地一		千葉県知事 熊谷 俊人	
20 平山五四四番地		千葉県知事 熊谷 俊人	
21 七二九番地		千葉県知事 熊谷 俊人	
22 広岡二、〇五三番地		千葉県知事 熊谷 俊人	
二 退任監事		君津市広岡二、七二八番地一	
1 木更津市請西東二丁目七番地四		リ 二、六四三番地一	
2 君津市広岡一、〇九〇番地		山 滝野六七五番地	
3 君津市広岡二、六九〇番地		大坂六六五番地	
4 君津市広岡三五四番地		平山五二六番地	
5 平山三五四番地		広岡二、〇五三番地	
6 平山七二六番地		平山三五四番地	
7 平山七二六番地		五一二番地七	
8 平山五三九・五四〇番地合併の一		広岡五六四番地一	
9 山 滝野一九四番地二		平山五三九・五四〇番地合併の一	
10 君津市広岡五四三番地一		君津市広岡五四三番地一	
11 平山一、四二七番地		平山一、四二七番地	
12 山 滝野七一六番地一		山 滝野七一六番地一	
13 大坂六六五番地		大坂六六五番地	
14 令和七年十月十七日		令和七年十月十七日	
15 里山活動協定の名称		里山活動協定の変更の認定	
16 ボランティア集団やまと里山活動協定		千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）	
17 里山活動協定の目的となる土地の区域		第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定し	
18 香取市新里字近江谷一、四六一番一、一、四六二番、一、四七九番一		た。	
19 里山活動協定の変更の認定		た。	
20 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）		た。	
21 第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定し		た。	
22 里山活動協定の変更の認定		た。	
23 里山活動協定の変更の認定		た。	
24 里山活動協定の変更の認定		た。	
25 里山活動協定の変更の認定		た。	
26 里山活動協定の変更の認定		た。	
27 里山活動協定の変更の認定		た。	
28 里山活動協定の変更の認定		た。	
29 里山活動協定の変更の認定		た。	
30 里山活動協定の変更の認定		た。	
31 里山活動協定の変更の認定		た。	
32 里山活動協定の変更の認定		た。	
33 里山活動協定の変更の認定		た。	
34 里山活動協定の変更の認定		た。	
35 里山活動協定の変更の認定		た。	
36 里山活動協定の変更の認定		た。	
37 里山活動協定の変更の認定		た。	
38 里山活動協定の変更の認定		た。	
39 里山活動協定の変更の認定		た。	
40 里山活動協定の変更の認定		た。	
41 里山活動協定の変更の認定		た。	
42 里山活動協定の変更の認定		た。	
43 里山活動協定の変更の認定		た。	
44 里山活動協定の変更の認定		た。	
45 里山活動協定の変更の認定		た。	
46 里山活動協定の変更の認定		た。	
47 里山活動協定の変更の認定		た。	
48 里山活動協定の変更の認定		た。	
49 里山活動協定の変更の認定		た。	
50 里山活動協定の変更の認定		た。	
51 里山活動協定の変更の認定		た。	
52 里山活動協定の変更の認定		た。	
53 里山活動協定の変更の認定		た。	
54 里山活動協定の変更の認定		た。	
55 里山活動協定の変更の認定		た。	
56 里山活動協定の変更の認定		た。	
57 里山活動協定の変更の認定		た。	
58 里山活動協定の変更の認定		た。	
59 里山活動協定の変更の認定		た。	
60 里山活動協定の変更の認定		た。	
61 里山活動協定の変更の認定		た。	
62 里山活動協定の変更の認定		た。	
63 里山活動協定の変更の認定		た。	
64 里山活動協定の変更の認定		た。	
65 里山活動協定の変更の認定		た。	
66 里山活動協定の変更の認定		た。	
67 里山活動協定の変更の認定		た。	
68 里山活動協定の変更の認定		た。	
69 里山活動協定の変更の認定		た。	
70 里山活動協定の変更の認定		た。	
71 里山活動協定の変更の認定		た。	
72 里山活動協定の変更の認定		た。	
73 里山活動協定の変更の認定		た。	
74 里山活動協定の変更の認定		た。	
75 里山活動協定の変更の認定		た。	
76 里山活動協定の変更の認定		た。	
77 里山活動協定の変更の認定		た。	
78 里山活動協定の変更の認定		た。	
79 里山活動協定の変更の認定		た。	
80 里山活動協定の変更の認定		た。	
81 里山活動協定の変更の認定		た。	
82 里山活動協定の変更の認定		た。	
83 里山活動協定の変更の認定		た。	
84 里山活動協定の変更の認定		た。	
85 里山活動協定の変更の認定		た。	
86 里山活動協定の変更の認定		た。	
87 里山活動協定の変更の認定		た。	
88 里山活動協定の変更の認定		た。	
89 里山活動協定の変更の認定		た。	
90 里山活動協定の変更の認定		た。	
91 里山活動協定の変更の認定		た。	
92 里山活動協定の変更の認定		た。	
93 里山活動協定の変更の認定		た。	
94 里山活動協定の変更の認定		た。	
95 里山活動協定の変更の認定		た。	
96 里山活動協定の変更の認定		た。	
97 里山活動協定の変更の認定		た。	
98 里山活動協定の変更の認定		た。	
99 里山活動協定の変更の認定		た。	
100 里山活動協定の変更の認定		た。	
101 里山活動協定の変更の認定		た。	
102 里山活動協定の変更の認定		た。	
103 里山活動協定の変更の認定		た。	
104 里山活動協定の変更の認定		た。	
105 里山活動協定の変更の認定		た。	
106 里山活動協定の変更の認定		た。	
107 里山活動協定の変更の認定		た。	
108 里山活動協定の変更の認定		た。	
109 里山活動協定の変更の認定		た。	
110 里山活動協定の変更の認定		た。	
111 里山活動協定の変更の認定		た。	
112 里山活動協定の変更の認定		た。	
113 里山活動協定の変更の認定		た。	
114 里山活動協定の変更の認定		た。	
115 里山活動協定の変更の認定		た。	
116 里山活動協定の変更の認定		た。	
117 里山活動協定の変更の認定		た。	
118 里山活動協定の変更の認定		た。	
119 里山活動協定の変更の認定		た。	
120 里山活動協定の変更の認定		た。	
121 里山活動協定の変更の認定		た。	
122 里山活動協定の変更の認定		た。	
123 里山活動協定の変更の認定		た。	
124 里山活動協定の変更の認定		た。	
125 里山活動協定の変更の認定		た。	
126 里山活動協定の変更の認定		た。	
127 里山活動協定の変更の認定		た。	
128 里山活動協定の変更の認定		た。	
129 里山活動協定の変更の認定		た。	
130 里山活動協定の変更の認定		た。	
131 里山活動協定の変更の認定		た。	
132 里山活動協定の変更の認定		た。	
133 里山活動協定の変更の認定		た。	
134 里山活動協定の変更の認定		た。	

			1 変更前の里山活動協定の有効期間 平成二十六年十二月十六日から令和六年十二月十五日まで		
2 変更後の里山活動協定の有効期間 平成二十六年十二月十六日から令和十一年十二月十五日まで			四 里山活動協定の変更の認定年月日 令和六年十月二十五日		
里山活動協定の廃止 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例(平成十五年千葉県条例第五号) 第十九条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の廃止の届出があつた。 令和七年十月十七日					
千葉県知事 熊谷俊人					
一 里山活動協定の名称 ちば森づくりの会佐和・高根地区里山活動協定			二 里山活動協定の目的となる土地の区域 千葉市若葉区佐和町二〇四番一、二〇四番二、二一三番一、二一三番二及び二一四番一 並びに高根町一、〇九四番一		
三 里山活動協定の廃止の届出年月日 令和六年七月二十二日					
一般競争入札(保留地の処分)の実施 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。 令和七年十月十七日					
一 処分する保留地 所 在					
2	1	物件番号	面 積	最低売却価格	
柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二二二街区七画地)	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二二二街区七画地)	m ² 三九六・八二	m ² 一八七・三三	八八、四九〇、〇〇〇円	四九、二三八、〇〇〇円
千葉県知事 熊谷俊人					
二 入札に参加する者に必要な資格					
1 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。			3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。		
2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。			4 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。		
3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。			5 柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内四四街区二画地)		
4 入札に参加する者に必要な資格			3 柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内四三街区一画地)		
5 入札の場所 千葉県柏区画整理事務所			4 入札参加上の注意		
3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。			5 (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。		
(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。			6 開札の日時及び場所 次のとおりとする。		

令和7年10月17日(金曜日)

物 件 名 称	日 時	場 所
1	令和八年一月十一日(火曜日)午前九時	千葉県柏区画整理事務所一階会議室
2	令和八年一月十一日(火曜日)午前九時三十分	
3	令和八年一月十一日(火曜日)午前十時	
4	令和八年一月十一日(火曜日)午前十時三十分	
5	令和八年一月十一日(火曜日)午前十時三十分	

五
入札保証金
納付するものの、その額は、見積金額の百分の五以上とする。
入札の無効

規則第十二条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 令和七年十一月十九日(水曜日)から十一月二十一日(金曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県柏区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八
その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日からの起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

特定期調達公告

〔の特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年10月17日

千葉県企業局長 野村宗作

〔掲載順序〕

① 物品等又は特定役務の名称及び数量 ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥ 契約の相手方を決定した手続

⑦ 入札公告日 ⑧ 随意契約による場合はその理由 ⑨ その他必要な事項

購読料 本町 一端 一八日

発行者 千葉市中央区市場町一番一號

その1
① 千葉県企業局舎移転業務委託 一式 ② 千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③ 令和7年8月6日 ④ アート引越センター株式会社 東京都品川区東品川一丁目3番10号 ⑤ 24,750,000円 ⑥ 一般競争入札 ⑦ 令和7年5月30日
その2
① 水運用管理システム改修業務委託 一式 ② 千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③ 令和7年8月28日 ④ 株式会社東芝 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤ 251,900,000円 ⑥ 隨意契約 ⑧ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号